



深山たかし

発行元：深山たかし後援会
上尾市大字上1774-7
048(776)0575
fukayama-sov@jcom.home.ne.jp
ホームページは検索サイト
”深山たかし”で閲覧できます。

議会レポート

空き家の管理

平成十六年六月私は初めて的一般質問で『廃屋化した住宅の防災対策』を取り上げました。

当時はまだ、話題になることも少ない状況でしたが、今では、『空き家』も社会問題化してきています。

空き家になってしまうと、樹木の伐採や雑草、害虫の発生、火災の危険等、様々な問題が近隣にお住まいの方に降りかかってくる。所有者や管理されている方と連絡がとれる場合は、良いのですが、放置されている場合、事務区や町内会で対処が難しいケースもあります。

【答弁の要旨】
上尾市の『空き家』の現



管理されていない空き家

状は、平成二十二年度の「統計あげお」の資料によると、賃貸用の住宅や、建設中の住宅等を除く一、九六〇戸が常時居住する者のない未入居の状態であると考えられる。(住宅総数九三、三〇〇戸の約二%) これらがすべて放置状態となっているわけではなく、大多数は所有者によって適正に維持管理されているものと思われる。

する傾向にある。市ではこれらの相談があった場合、所有者や管理者に、敷地内の雑草や空き家の管理不良による火災及び防犯面での危険性などを説明し、改善を指導している。

これらの対応により多くのケースは解決しているものと考えているが、様々な理由により長年にわたる指導によりましても対応していただけないケースもある。

今後は、「空き家仲人サービス」のように空き家を作らない方策も含め、社会情勢や他市の動向等を踏まえつつ条例の制定に向けて重ねて検討していく。とのことでした。

下水道整備

上尾市全体の普及率(整備人口)約七五・〇%に対し、上平地区の市街化区域の約六二%にあたる1259haが整備完了となったとのことで、上平地区の基

盤整備が遅れている事が分かります。

選挙期間中、ご意見を頂戴した箇所について質問を行いました。

【答弁の要旨】

「町谷第二地区約二六・八ha、及び、上平第二地区約五〇・〇haについては、これまで、土地区画整理事業予定地区であり、その動向を見まもってきた経過があるが、昨年十二月に「上平第二地区街づくり協議会」より、公共下水道整備促進の要望書が提出されたこともあり、市としても、埼玉県及び関係機関と協議を進めながら、下水道事業認可区域の拡大に向けて取り組んでる。

今後は、早い時期に事業認可を取得し、下水道工事に着手して参りたい。

「箕木住宅地区約三・五ha、及び、青葉台団地地区約二・六haの下水道整備と受益者負担について」は、現在、市街化区域を重点的に整備促進を図っているとありますが、当地区に

ついでには、市街化区域に隣接し、市街化区域同様な宅地形成がなされているため、下水道整備をするための費用対効果も十分見込まれることから、市街化区域の整備状況を踏まえ、今後、事業化に向け関係機関と調整を図って行きたい。

また、公共下水道は受益者負担を原則としている。住民の方にもこの原則に沿ったご負担をしていただいている。

これは、下水道の整備に係る費用の五分の一を土地所有者の土地面積に応じて負担していただくもの。その負担金の単価については、事業認可を取得の際、決定するが、近隣の地区の単価を参考に提示すると、上平第一地区では、一㎡当たり四百五十五円の負担金となっている。

また、これまで使用していた浄化槽から公共下水道への宅内排水設備の切替えに伴う工費は、市で施工する汚水取付管に接続するための工事費で、個々の宅

地内の状況によっても異なるが、合併浄化槽を使用している方の場合、約十万元から二十万円程度の工事費が必要になる。

下水を流すことによる汚水の処理費として、公共下水道の使用者に使用料が賦課されます。料金については、月額十立方メートル当たり七百六十円の基本使用料と、十立方メートルを超えた従量使用料からなり、概ね、水道料金の六割程度となっている。

道路後退に伴う諸手続き軽減について

道路の後退については、道路の幅員が四m未満で、建築基準法第四二条第二項の指定を受けた道路について、道路の中心線から二mまで建築物を造ることができず、この位置を道路の境界線とみなすとされている箇所を示すもの。

そこで、市では、市民の皆様は、身近な生活道路を

改善するために必要なこの道路の後退用地を寄附していただくことを定めた「上尾市道路後退用地整備要綱」を設けている。

この後退用地の寄附の手続きは、土地所有者の皆様が建築確認時などに合わせて申請をいただく場合が多くなるが、土地の所有権を移転する手続きであることから、これに必要な書類を揃え、申請書に添付して提出して頂いている。

提出後、市において、申請に基づき現地調査を行い、境界等を確認した上で、嘱託登記により所有権の移転手続きを行うことになっている。

また、寄附にあたり申請者の負担とならないよう抵当権等の解除など、代行できる手続きは、市が行っております。

すべての処理が行われ、所有権移転が完了し、上尾市の名義となった後に後退用地の整備となり、基本的には所有権移転登記の日から一年以内に舗装等の整備

を行っております。今後とも迅速な事務処理を心がけています。

過去三年間の寄附件数については、平成二十年度に八十七件、平成二十一年度に百一十一件、平成二十二年度に六十七件の申請をいただいている。

今後も土地所有者の皆様のご協力をいただけますよう、引き続き広報あげおやホームページ等にて、周知に努めて行きたい。

後退用地の整備は、土地所有者からの寄附により実施できることから、今後も生活道路が快適で安心して通行できるよう、市民の皆様のご協力をいただき、この事業を推進して行きたい。

狭隘道路は、隣接する土地を所有されている皆様のご寄付で整備が出来ます。

長い時間と、多くの皆様のご理解、ご協力が不可欠です。

編集後記

昨年十二月市議会議員選挙で、三期目の仕事が出来ることになりました。

選挙中頂いたご意見やご要望をしっかりと市政に届けてまいります。

議員の最大の仕事は、行政がテーブル上で考えていることと市民ニーズに開きがあった場合、皆さんの代弁者として「公の場」で発言することにあると考えています。

この考えは、八年前と全く変わっていません。日本中の自治体で年々財政が厳しくなる状況にあり、上尾市も例外ではありません。

工夫することでサービスの質を維持し、費用の削減が出来るものもあります。

聖域を設けず、丁寧に見ていきたいと考えています。情報収集と情報発信は今後も続けていきたいと思っています。

これからも応援して下さい。